

荒川区ファミリー・サポート・センター会則

平成11年4月1日制定
平成12年4月1日一部改正
平成16年4月1日一部改正
平成19年4月1日一部改正
平成25年4月1日一部改正
平成29年3月31日一部改正

(名称)

第1条 本会は、荒川区ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)

(事務所)

第2条 センターは、東京都荒川区南千住一丁目13番20号 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)内に事務所を置く。

(目的)

第3条 センターは、地域において育児の援助を行いたい者(以下「協力会員」という。)及び育児の援助を受けたい者(以下「利用会員」という。)により構成される会員組織で、会員相互の育児に関する援助活動(以下「相互援助活動」という。)を実施することにより、仕事と育児の両立を図るとともに、子どもの健全育成に資することを目的とする。

(センターの業務)

第4条 センターが行う業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの利用会員及び協力会員(以下「会員」という。)の募集及び登録等に関する事。
- (2) 相互援助活動の調整に関する事。
- (3) 会員を対象とした交流会等の開催に関する事。
- (4) センターの広報に関する事。
- (5) 関係機関との連絡調整に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的の達成に必要な業務

2 センターの業務は、社会福祉協議会が行う。

(代表者)

第5条 センターに代表者(以下「センター長」という。)を置く。

2 センター長は、社会福祉協議会会長をもって充てる。

(アドバイザー及び地域リーダー)

第6条 センターの事務所に、アドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、第4条に定める業務の実施に当たるほか、次に掲げる事務を行う。

- (1) 地域リーダーの育成及び指導等に関する事。
- (2) 相互援助活動の相談に関する事。
- (3) 事業の事務処理に関する事。

3 センター長は、相互援助活動を円滑に実施するため、協力会員の互選により、地域リーダーを選任することができる。

4 地域リーダーは、アドバイザーを補佐し、会員間の連絡及び調整等を行う。

(会員資格)

第7条 利用会員となることができる者は、次に掲げる要件の全てに該当しなければならない。ただし、センター長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 区内に在住し、若しくは在勤すること又は区内の保育園、学童クラブ、小学校等(以下「保

育園等」という。)に在園し、若しくは在学する児童がいること。

- (2) 満6か月から小学校6年生を養育する保護者であること。
- 2 協力会員となることができる者は、次に掲げる要件の全てに該当しなければならない。
 - (1) 18歳以上であること。
 - (2) 心身ともに健康で積極的に相互援助活動を行うことができること。
 - (3) 保育士、幼稚園教諭、看護師、保健師、助産師等の有資格者若しくは小学校教諭経験者であること又は区が実施する協力会員養成講座を終了すること。
- 3 利用会員と協力会員は、これを兼ねることができるものとする。

(会員の責務等)

- 第8条 会員は、本会則を遵守するとともに、第4条第3号に掲げる事業に、積極的に参加するものとする。
- 2 会員は、相互援助活動により知り得た他の会員の秘密を他人に漏らしてはならない。退会した後(身分を喪失した場合を含む。)も、同様とする。
 - 3 会員は、相互援助活動中に生じた事故による損害については、当該相互援助活動の当事者である会員間において解決しなければならない。
 - 4 会員は、前項の損害の賠償等に備えるため、一般財団法人女性労働協会が提供するファミリー・サポート・センター補償保険又はこれと同等の補償保険(以下「補償保険」という。)に一括して加入するものとする。
 - 5 補償保険の保険料は、センターの負担とする。

(入会等)

- 第9条 センターに入会しようとする者は、荒川区ファミリー・サポート・センター入会申込書(利用会員用)(別記第1号様式)又は荒川区ファミリー・サポート・センター入会申込書(協力会員用)(別記第2号様式)をセンター長に提出するものとする。
- 2 センター長は、前項の規定による申込みを行った者が第7条第1項又は第2項に定める会員の資格を満たすものと認めるときは、入会申込者に対し相互援助活動に関する説明会を行うとともに、会則の遵守について承認を得るものとする。
 - 3 センター長は、前項の規定による会則の承認が得られた者を会員として登録し、その者に対して荒川区ファミリー・サポート・センター会員証(別記第3号様式。以下「会員証」という。)を交付するものとする。

(退会)

- 第10条 センターを退会しようとする会員は、センター長に退会を申し出るとともに、会員証を返還しなければならない。

(身分の喪失)

- 第11条 会員は、第8条第2項又は第3項の規定に違反する等会員としてふさわしくない行為があったときは、会員の身分を喪失する。
- 2 前項に定める場合のほか、利用会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、会員の身分を喪失する。
 - (1) 区外に転出したとき。ただし、区内在勤者等引き続きセンターを利用することが可能と認められる場合は、この限りではない。
 - (2) 入会申込書に記載された対象児童全員が中学生になったとき。
 - 3 会員は、その身分を喪失したときは、直ちに会員証を返還しなければならない。

(相互援助活動の内容)

- 第12条 相互援助活動の内容は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 保育園等の開始時間まで対象児童を預かること。

- (2) 保育園等の預かり時間終了後、利用会員等の引取りまで対象児童を預かること。
 - (3) 保育園等と相互援助活動を行う場所との間の対象児童の送迎を行うこと。
 - (4) 冠婚葬祭や子どもの学校行事の際に児童を預かること。
 - (5) 買い物等外出の際に児童を預かること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、利用会員の仕事と育児の両立及び地域の子育て支援のために必要な援助をすること。
- 2 相互援助活動の実施時において対象児童を預かる場合は、原則として協力会員の住宅等において行うこととする。ただし、利用会員及び協力会員が双方承認している場合は、利用会員の住宅等において行うことができる。

(相互援助活動の実施日等)

第13条 相互援助活動の実施日は、毎日とする。

- 2 相互援助活動の実施時間帯は、午前7時から午後8時までとし、原則として時間外の活動は行わない。
- 3 相互援助活動は、宿泊を伴わないこととする。

(相互援助活動の対象除外)

第14条 センター長は、対象児童の発育、健康状態等により、相互援助活動の実施が困難と判断したときは、相互援助活動の対象から除外することができる。

(相互援助活動の実施)

第15条 利用会員は、援助を受けようとするときは、センターに申込みをするものとする。

- 2 センターは、前項の規定により利用会員から申込みを受けたときは、申込みに係る援助を実施できる協力会員を紹介するものとする。
- 3 前項の規定により紹介を受けた利用会員は、アドバイザーとともに当該協力会員と援助の内容についての事前協議(以下「事前協議」という。)を十分に行い、当該申込みに係る援助の実施を相互に決定する。
- 4 協力会員は、援助を実施したときは、援助活動報告書(別記第5号様式)を作成し、利用会員のサイン又は押印を受けなければならない。

(会員の遵守事項)

第16条 会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 援助の実施に際しては、事前に、相互に決定した援助以外の援助をしてはならない。
- (2) 会員は、アドバイザー等を通して確認した援助の内容を変更したときは、センターに連絡してアドバイザーの指示を受けなければならない。
- (3) 協力会員は、アドバイザー等を仲立ちとして確認された援助を誠実に履行するとともに、利用会員は、援助の円滑化について協力の義務を負わなければならない。
- (4) 会員は、援助の実施に際して、会員証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- (5) 会員は、援助を通じて物品の販売及び斡旋並びに宗教活動及び政治活動を行ってはならない。
- (6) 会員は、相互に協力して援助の実施中の対象児童の安全確保に努めなければならない。なお、協力会員は、援助の実施中の対象児童に異常を認めるときは、その利用会員に連絡するとともに状況に応じた適切な処置をとるものとする。

(援助の実施内容の報告)

第17条 協力会員は、援助の実施後(活動が継続している場合は、各月単位)に、援助の実施内容を記載した報告書を、原則として翌月の5日までに、アドバイザーを経由してセンター長に提出しなければならない。

(報酬等)

- 第18条 利用会員は、援助の終了後、別表第1に定める基準に従って、協力会員に報酬を支払うものとする。
- 2 利用会員は、事前協議又は援助における対象児童の送迎等で協力会員が電車、バス等の公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、交通費の実費を負担するものとする。
- 3 利用会員は、援助の実施に当たっては、別表第2の標準額を参考にして、対象児童に係るミルク、おかし、食事等の提供費用を協力会員に支払うものとする。
- 4 利用会員は、自己の都合で援助の申込み取り消した場合は、別表第3に定める基準に従って、協力会員に取消料を支払うものとする。
- 5 前各項に規定する報酬等は、原則として援助の終了の都度(前項の取消料にあっては、援助の申込みの取り消し後速やかに)直接現金で支払うものとする。

(補則)

- 第19条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第18条関係）

【報酬の基準】

利用時間の区分	午前9時～午後5時	午前7時～午前9時 午後5時～午後8時
1時間当たりの単価	720円	840円
10分当たりの単価	120円	140円

- 1 1回の利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。
- 2 1時間を越えた部分については、10分当たりの単価を加算する。
- 3 対象児童である兄弟姉妹を同時に2人以上協力会員に預ける場合においては、2人目以降の対象児童に係る報酬は、上記の表に定める報酬単価に2分の1を乗じて得た額を報酬単価として算定するものとする。
- 4 援助1回当たりの利用時間は、協力会員が援助を開始してから援助を終了して対象児童を利用会員に引き渡すまでの時間（援助を行っている時間に限る。）とする。ただし、習い事等に係る援助その他センター長が別に定める相互援助活動については、援助を開始するために協力会員が自宅を離れてから援助を終了して自宅に戻るまでの時間（援助を行っている時間に限る。）とする。

別表第2（第18条関係）

【ミルク、おかし、食事等の標準額】

ミルク、おかし	200円
食事等	400円

別表第3（第18条関係）

【取消し料の基準】

- (1) 前日までの取消し 無料
- (2) 当日の取消し 利用予定時間帯に応じた別表第1に定める報酬単価1時間分の金額（ただし、利用予定時間帯が同表に定める2区分にまたがる場合は、額が高い方の区分の報酬単価1時間分の金額とする）
- (3) 無断取消し 利用予定時間に係る報酬額の全額